



大阪労働局発表
平成23年10月27日

| | |
|---|-----------------|
| 担 | 大阪労働局職業安定部職業対策課 |
| 当 | 電話(06)4790-6318 |

11月21日～30日は「港湾労働法遵守強化旬間」です

「正しい雇用で 明るい港湾」

厚生労働省では、港湾における雇用秩序の維持・確立と、港湾関係者の遵法意識の高揚を図るため、11月21日～30日までを「港湾労働法遵守強化旬間」と定め、全国六大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）において各種啓発活動を実施することとしている。

港湾において雇用秩序を維持し、港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾労働法に基づく港湾荷役作業は、港湾労働者証の交付を受けた者に従事させることが原則となっている。

大阪労働局（局長 西岸 正人）においては、大阪港における海上キャンペーン等の啓発活動を実施し、港湾労働法の遵守を呼びかける。

大阪における港湾労働法遵守強化旬間行事を以下のとおり取り組むこととしております。

- 1 横断幕等による広報
旬間の標語が書かれた横断幕等を大阪港労働公共職業安定所に掲出
(掲出期間：11月1日～30日)
- 2 文書等による周知・啓発
周知・啓發文書、旬間ポスターを港湾関係事業主へ郵送
(11月中旬に発送)
- 3 陸上・海上キャンペーン
 - ①陸上キャンペーン（大阪港労働公共職業安定所）
事業所を訪問し、港湾労働法遵守の呼びかけ
(実施日：11月4日、7日、10日、21日、24日、29日)
 - ②海上キャンペーン
広報船を使用した港湾労働法遵守の呼びかけ
(実施日：11月22日)
- 4 共同パトロール
関係行政機関、港湾関係労使等を構成員とする大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員による港湾荷役作業現場の巡視
(実施日：11月14日、17日)